

# 国民年金のお知らせ

国民年金の独自給付として、「寡婦年金」という制度があります。「寡婦年金」は**国民年金の給付制度**で、厚生年金では給付されません。

## 寡婦年金

### ①寡婦年金とは？

国民年金に加入している夫\*が死亡した場合に、10年以上婚姻関係が続き、生計を維持されていた妻に対し、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

※保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が10年以上必要です。

### ②金額について

夫の死亡日前日までの第1号被保険者（任意加入期間含む）期間から、老齢基礎年金を算出した額の4分の3になります。

### ③注意点

- ・夫の死亡日が平成29年8月1日より前の場合は、保険料納付期間が25年以上必要です。
- ・夫が老齢基礎年金を受給したことがある場合は、請求できません。
- ・妻が繰り上げ受給の老齢基礎年金を受け取っている場合は、請求できません。
- ・寡婦年金と死亡一時金の両方が対象となる場合は、どちらか一方を選択することになります。
- ・妻が他の年金を受け取っている場合は、選択することになります。

## 「年金生活者支援給付金」の受付が始まりました

9月号広報でもお知らせしておりました「年金生活者支援給付金」の受付が、10月1日（火）より始まりました。対象者にはハガキが送られますので、必要事項を記入の上返送することで請求できます。

記入方法や制度について不明な点があれば、下記の物をご持参の上、役場町民課または函館年金事務所までお問い合わせください。

- ◆持参するもの
- 給付金請求書
  - 印鑑
  - ※マイナンバーカードかマイナンバー通知カードをご持参いただくと、スムーズに受付することができます。
  - ※年金事務所に問い合わせる場合は、事前に電話でご予約をお願いいたします。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 47-4681  
函館年金事務所 ☎ 0138-56-1165(国民年金課)